

認定販売事業者制度の有効活用に係る検討について

平成27年12月18日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

1. 認定販売事業者制度に関する検討の経緯

液化石油ガス法の改正（平成9年4月1日施行）により新設された認定販売事業者制度は、集中監視システム等、高度な保安機器を導入^(※1)し、液化石油ガス保安の高度化に積極的に取り組んでいる液化石油ガス販売事業者（以下「販売事業者」という。）を認定し、さらなる保安の高度化を図ることを目的としている。

当該認定を受けた販売事業者（以下「認定販売事業者」という。）は、業務主任者の選任基準の緩和、供給設備点検・消費設備調査の周期の緩和、緊急時対応に係る所要時間の緩和等の特例措置^(※2)を受けることができる。

(※1) 認定の要件（LPガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、次の3条件を全て満たした一般消費者等が70%以上であること）

- ①法令で要求する機能をもったガスメーター・調整器等の保安確保機器を一般消費者等宅に設置していること。
- ②法令に基づいて保安確保機器の期限管理をしていること。
- ③集中監視システムを設置し、緊急時には一般消費者等宅のガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。

(※2) 認定販売事業者に対する特例措置

- ①販売所ごとに選任が義務付けられている業務主任者の選任基準の緩和
－基準となる一般消費者等の数から 認定対象消費者等の数の2／3を減じることができる。
- ②原則として30分以内に到着とされている緊急時対応の要件の緩和
－40キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。
- ③4年に1回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部の頻度の緩和
－10年に1回以上とすることができる。

他方、近年では情報通信手段の多様化に伴う設備投資の増大、認定の要件に高いハードルがあるなどの課題があり、認定販売事業者数は238者（平成27年4月1日現在）にとどまっている。そこで、第5回液化石油ガス小委員会において、集中監視システムの普及の促進、認定販売事業者制度の有効な活用を図るための対策を検討することとした。

前回開催の第6回小委員会では、認定販売事業者制度に関し、販売事業者を対象として実施したアンケート調査の結果を踏まえ、そこで、法律の改正に及ばない範囲（施行規則、告示等）で認定販売事業者の制度を見直すことを前提^(※3)に、以下のとおり今後の検討課題^(※4)を確認したところである。

(※3) 例えば、事業所単位での認定販売事業者制度とするためには法律改正を行う必要があるため、今回の検討においては対象外となる。

(※4) 新規の補助金制度、税制優遇措置は直ちに措置することができないため、検討の対象外とする。

＜認定販売事業者制度の有効活用に係る今後の検討課題＞

①認定要件の緩和・細分化

認定の要件を満たすべき一般消費者等の割合について、現行規定されている70%に加えて、より引き下げた基準を追加するなど、二段階とすることは可能か。また、この場合において、認定販売事業者に対する優遇措置について、段階毎にどのような違いを設けるべきか。

②認定の取消しに係る猶予期間の設定

販売事業者が、事業の吸収合併を行うことにより、一般消費者等の数が増加し、認定の要件を満たさなくなった場合に、認定の取消しを行うまでの猶予期間を設定することは可能か。

③知名度の向上

認定販売事業者の知名度向上を図るための有効な行政等によるPR活動はどのような方策があるか。

2. 認定販売事業者制度の有効活用に向けた課題への対応について

集中監視システムによる高度保安システムの導入や保安確保機器の期限管理等は、保安の高度化に大きく寄与するため、認定販売事業者制度を有効活用していくことが重要である。

そこで、第6回小委員会で確認された検討課題について、認定販売事業者に対するアンケート調査や、認定販売事業者等に対して実施したヒアリング調査の結果を踏まえ、それぞれ以下のとおり整理してはどうか。

＜参考1＞認定販売事業者に対するアンケート調査（前回の小委員会にて御紹介済）

- アンケート実施期間：平成27年4月10日から5月8日
- アンケート回答数（販売事業者）：610者

＜参考2＞認定販売事業者等に対するヒアリング調査（詳細は別紙）

- ヒアリング実施期間：平成27年8月10日から9月14日
- ヒアリング先（販売事業者）：9者
 - ・認定販売事業者であったが認定を取り消された販売事業者 2者（内訳：本省所管 1者、都道府県所管 1者）
 - ・認定の要件の割合が70%に満たない販売事業者 2者
 - ・認定販売事業者 5者（内訳：本省所管 3者、都道府県所管 2者）

（1）認定要件の緩和・細分化について

認定要件を緩和・細分化し、現行要件の70%以上に加えて、より引き下げた基準を追加することで認定要件を二段階とし、段階ごとの特例を設けることとしてはどうか。

①認定要件とする認定対象消費者の割合について

二段階とするにあたっては、認定販売事業者制度の有効活用の観点から引き下げた基準による設定を行うこととする。

具体的な要件としては、前回のアンケート調査結果において、「引き下げた場合の望ましい割合」として50%が最多であったこと、認定事業者として制度上の優遇措置を設ける制度の趣旨に鑑み、少なくとも過半数以上の要件を設定し事業者に認定を行うべきことを踏まえ、50%を要件として追加してはどうか。

②認定販売事業者に対する特例について

認定販売事業者に対する特例の追加について、アンケート調査結果では、認定販売事業者、認定実績のない販売事業者どちらも、緊急時対応の要件の緩和が最も多く（約43%）、次いで定期供給設備点検及び定期消費設備調査の頻度の緩和（約25%）、業務主任者の選任基準の緩和（約16%）と続いた。

また、ヒアリング結果では、認定販売事業者において、緊急時対応の要件の更なる緩和の意見があり、その他の販売事業者においては、引き下げた基準に対して現行の特例の設定が望まれた。これらを踏まえて以下のように設定してはどうか。

（i）引き下げた基準（50%）による認定に係る特例（第一段階目）

より引き下げた基準を満たす認定を受けた販売事業者に対する特例に関しては、アンケート調査、ヒアリング調査において「緊急時対応に関して、従来どおりの特例を設定してほしい」との意見が見られた。

より引き下げた基準に対して当該特例を与えることについては、当該特例の対象は集中監視システム等を導入している認定対象消費者に限られること、平成9年の制度導入時に認定基準を10%と設定し70%まで段階的に引き上げていった経緯があることから、保安上の問題は生じないと考えられる。

そのため、より引き下げた基準を満たす認定を受けた販売事業者に対して、緊急時対応に関し、現行と同水準の特例を与えることとしてはどうか。

<販売事業者のコメント>

- ・ 特例として現行の特例同様に距離の緩和（40km）があることで認定取得への意欲が高まると考える。
- ・ 特例でメリットを感じるのは緊急時対応に係る距離の緩和である。現行の特例同様に距離の緩和（40 km）があるとよいのではないかと。

（ii）現行基準（70%）による認定に係る特例（第二段階目）

現行の要件を満たす認定販売事業者に関しては、緊急時対応に加えて、現行と同様に業務主任者の選任基準の緩和や、供給設備点検・消費設備調査の頻度緩和といった特例を継続することとする。

他方、現行の要件を満たす認定販売事業者に対する特例に関しては、アンケート調査、ヒアリング調査において、「緊急時対応の要件のさらなる緩和をしてほしい」、「供給設備点検、消費設備調査に関して緩和対象を拡げてほしい」との意見があった。そこで、認定販売事業者によるこれまでの高い保安実績^{（※5）}を踏まえ、以下のとおり、さらなる緩和措置を行うこととしてはどうか。

（※5）過去10年間（平成17年から平成26年）の販売事業者全体の事故件数は、B級事故37件、死者数24人であるところ、認定販売事業者による集中監視システム（双方向）設置先におけるB級事故件数は1件（飲食店での一酸化炭素中毒事故）、死者数はゼロ人となっている。

（イ）CO対策を前提とした緊急時対応の緩和

緊急時対応については、ガス漏れが生じた際に、販売事業者の委託を受けた保安機関が現場に急行し、応急措置等を行うものである。そのため、現行制度では、集中監視システム等を導入している認定対象消費者に関して、集中監視センターにおいて365日24時間保安を監視し、必要がある場合には遠隔によりガスの供給を停止することができることを根拠に、緊急時対応に関して緩和を行っている。

他方、燃焼器において不完全燃焼により一酸化炭素（以下「CO」という。）が発生した場合には、マイコンメーターでは感知しないことから、別途必要な処置を講じることが保安上有効である。そこで、さらなる保安水準の向上の観点から、当該システムをCO警報器に連動させ、COを検知したときにガスメーターと連動して遮断するものとして設置している事例も存在する。

この場合には、集中監視システムと相まって、一層の高度な保安確保が行われていると考えられる。また、緊急時対応を実施する際に、保安機関が現地到着後、CO警報器の設置位置等から問題ある燃焼器を特定し、速やかに対策を講じることができる^(※6)。

(※6) 例えば、一般的に室内のCO濃度が300ppmの場合には、自覚する症状（軽い頭痛）が現れるまでの時間は平均35分が見込まれる。他方、300ppmで作動するCO警報器連動式の場合には、検知後速やかに対応することができる。

こうしたことから、70%の要件を満たす認定販売事業者が供給する認定対象消費者であって、このような設置を行っている一般消費者等に対して、現行制度の40kmから、例えば60kmとするなど、距離制限を緩和することとしてはどうか。

なお、一般消費者等が設置する燃焼器に不完全燃焼防止装置が付いている場合には、そもそもCOが発生し、人体に影響を及ぼすような事態が想定されない。また、ガスの使用に係る燃焼器が屋外に設置されている場合には、屋外でガスが燃焼されるため、屋内にCOは存在し得ない。そこで、飲食店等を除く一般消費者等が設置する湯沸器、ふろがま、ストーブに係る燃焼器において、全てに不完全燃焼防止装置が付けられているか、屋外式であるような場合^(※7)には、70%の要件を満たす認定販売事業者が供給する認定対象消費者に関して、同様に緊急時対応に係る距離制限を緩和することとしてはどうか。

(※7) 家庭用のコンロに関しては、その構造上、不完全燃焼防止装置や屋外式のものは存在しないが、過去10年間（平成17年から平成26年）においてCOによる事故は生じていない。他方、飲食店など業務用のコンロの場合は、その規模や使用頻度などから、COによる事故が発生するおそれが大きく、過去10年で5件の事故が生じており、事故による死亡者は1人となっている。

(ロ) CO対策を前提とした点検・調査頻度の緩和

供給設備点検、消費設備調査の頻度については、当該設備の技術基準適合性を定期に確認するものであるが、現行制度では、集中監視システムにおいて、異常な状況が発生した際に、直ちに集中監視センターに情報発信ができ、常に設備状況の確認ができることから、認定販売事業者に関しては、一部の機器については、ガスメーターの取替え期限と同様のタイミングである「10年に1回以上」の回数に緩和している。

他方、目視による点検・調査項目や、燃焼器関係の調査に関しては、集中監視システムによって異常の有無を確認することができないため、緩和措置には含まれておらず、「4年に1回以上」の回数のままとなっている。そのため、認定販売事業者は、点検・調査を「4年」「8年」「10年」に行わなければならない、有効な特例となっていないという指摘もある^(※8)。

(※8) さらに、CO警報器を設置している一般消費者等に関しては、これに加えて、取替え期限である「5年に1回」以上のタイミングで一般消費者等宅を訪問することとなり、多い場合には10年で4回訪問することとなる。

これに関しても、CO警報器連動遮断による集中監視システムを設置している場合には、集中監視システムによらない部分も含め、さらなる安全性の向上が行われていると言えるため、70%の要件を満たす認定販売事業者が供給する認定対象消費者であって、このような設置を行っている一般消費者等に対して、現在「4年に1回以上」のままとされている項目について「5年に1回以上」

の回数に緩和することとしてはどうか。

また、飲食店等を除く一般消費者等が設置する湯沸器、ふろがま、ストーブに係る燃焼器において、全てに不完全燃焼防止装置が付けられているか、屋外式であるような場合においても、屋内式の燃焼器が設置されている場合と比較して安全性の向上が行われていると言えるため、同様の緩和措置を講じてはどうか。

<認定販売事業者のコメント>

- ・緊急出動規制について、特例の距離規制を事業者が保安を担保できる範囲とし、距離を緩和しても良いのではないかと。
- ・さらなる特例として、期限管理において保安確保機器が10年、ガス漏れ警報器が5年であるため、供給設備点検・消費設備調査で特例（10年）外の項目について、5年周期で交換・点検・調査が行えるように、現行の4年を特例により5年とすることが良いのではないかと。
- ・供給設備点検・消費設備調査の頻度の緩和は、現状あまりメリットを感じないが、緩和が一部ではなく、全項目となれば、変わるのではないかと。

（２）認定の取消しに係る猶予期間の設定について

認定の取り消しに係る猶予期間については、アンケート調査において、認定販売事業者から「要件維持に苦勞すること」として「事業譲渡等により一般消費者等の数が増加した場合の普及率の維持」が挙げられ、ヒアリング調査においても、販売事業者から「一定の経過期間を設けることが好ましい」との意見があった。

これらを踏まえて、認定販売事業者が事業の合併その他の事由による事業の承継を行うことにより、集中監視システム等を導入していない一般消費者等の数が増加し、短期的に認定の要件を満たさなくなった場合においては、一定の猶予期間を設けることとしてはどうか。具体的な期間設定としては、やむを得ない場合における一定の猶予期間という趣旨から、当該承継の日から1年間としてはどうか。

<販売事業者のコメント>

- ・一般的には経過期間として1年あれば良いと考える。

（３）認定販売事業者の知名度向上

認定販売事業者の知名度向上やPR活動については、今般のアンケート調査やヒアリング調査において、「認定販売事業者制度の認知度が高まることが重要」との意見が見られた。

そこで、一般消費者等へのPRのために、経済産業省ガス安全室において、認定販売事業者制度に関する周知文書等を作成することとする。

また、過去平成21年においては、“認定販売事業者”愛称検討委員会^(※9)により、「高度保安システム認定事業者」などの愛称が選定されている。

(※9) 事務局はNPO法人LPガスIT推進協議会（現 テレメータリング推進協議会）

例えば、第一段階目の認定販売事業者を「シルバー高度保安システム認定事業者」、第二段階目の認定販売事業者を「ゴールド高度保安システム認定事業者」といった愛称を付けるなど、こうした過去の検討結果を活用し、今後国として知名度向上に取り組むこととする。

<販売事業者のコメント>

- 認定販売事業者そのものの認知度が高まり、一般消費者等から保安レベルの高い事業者として認識され、選ばれるようになるとよい。
- 現在の認定販売事業者について消費者の認知度をあげて欲しい。

認定販売事業者制度の二段階制度における要件と特例について

1. 現行の要件と特例

要件	認定対象消費者の割合が70%以上であること		
特例	①業務主任者の選任基準の緩和 －基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者等の数の $\frac{2}{3}$ を減じることができる。	②緊急時対応の要件の緩和 －40キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。	③4年に1回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部の頻度の緩和 －10年に1回以上とすることができる。

2. 二段階制度の要件と特例

(1) 一段階目

要件	認定対象消費者の割合が <u>50%以上70%未満</u> であること		
特例		②緊急時対応の要件の緩和 －40キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。	(愛称(仮)) <u>シルバー高度保安システム認定事業者</u>

(2) 二段階目

要件	認定対象消費者の割合が70%以上であること (①、②、③の特例措置)		
特例	①業務主任者の選任基準の緩和 －基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者等の数の $\frac{2}{3}$ を減じることができる。	②緊急時対応の要件の緩和 －40キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。	③4年に1回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部の頻度の緩和 －10年に1回以上とすることができる。
追加要件	当該認定対象消費者であって、CO警報器が設置されており、かつ、COを検知したときにガスメーターと連動して遮断することができること、又は飲食店以外の一般消費者等における湯沸器、ふろがま、ストーブに係る燃焼器全てに不完全燃焼防止装置が付けられていること、若しくは屋外に設置していること (④、⑤の特例措置)		
追加特例		④緊急時対応の要件の緩和 － <u>60キロメートル</u> 以内を同要件に適合しているとみなす。	⑤追加要件を満たす当該認定対象消費者にあっては、10年に1回以上の頻度の緩和対象を除いた4年に1回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の頻度の緩和 － <u>5年に1回以上</u> とすることができる。

(愛称(仮))

シルバー高度保安システム認定事業者

(愛称(仮))

ゴールド高度保安システム認定事業者

認定販売事業者制度に係るヒアリング調査結果について

1. 目的

販売事業者を実施したアンケート結果及び液化石油ガス小委員会におけるこれまでの検討を踏まえ、認定販売事業者制度の有効活用のために認定販売事業者制度の課題に関して販売事業者がどのような考えをもっているか知るためにヒアリング調査を実施する。

2. ヒアリング調査実施期間

平成27年8月10日から9月14日

3. ヒアリング対象

地域や事業者規模等のバランスを踏まえ、下表に示す販売事業者を対象に行った。

分類	事業者
I	認定販売事業者であったが認定を取り消された販売事業者【2事業者】
II	認定の要件の割合が70%に満たない販売事業者【2事業者】
III	認定販売事業者【5事業者】

4. ヒアリング項目

- (1) 事業の吸収合併による一般消費者等の数の増加割合、対応及びシステム設置に係る期間等について又は妥当な期間について
- (2) 認定の追加的な要件で考えられる新たな特例について

5. ヒアリング結果（主な内容）

（１）現行の特例に加える新たな特例について

分類	新たな特例
I	・ 集中監視システムに係る通信費用の割引
II	・ 緊急時対応の要件の緩和
III	・ 緊急時対応の要件の緩和 ・ 供給設備点検及び定期消費設備調査の頻度の緩和 ・ L P ガス事業者賠償責任保険の保険料優遇

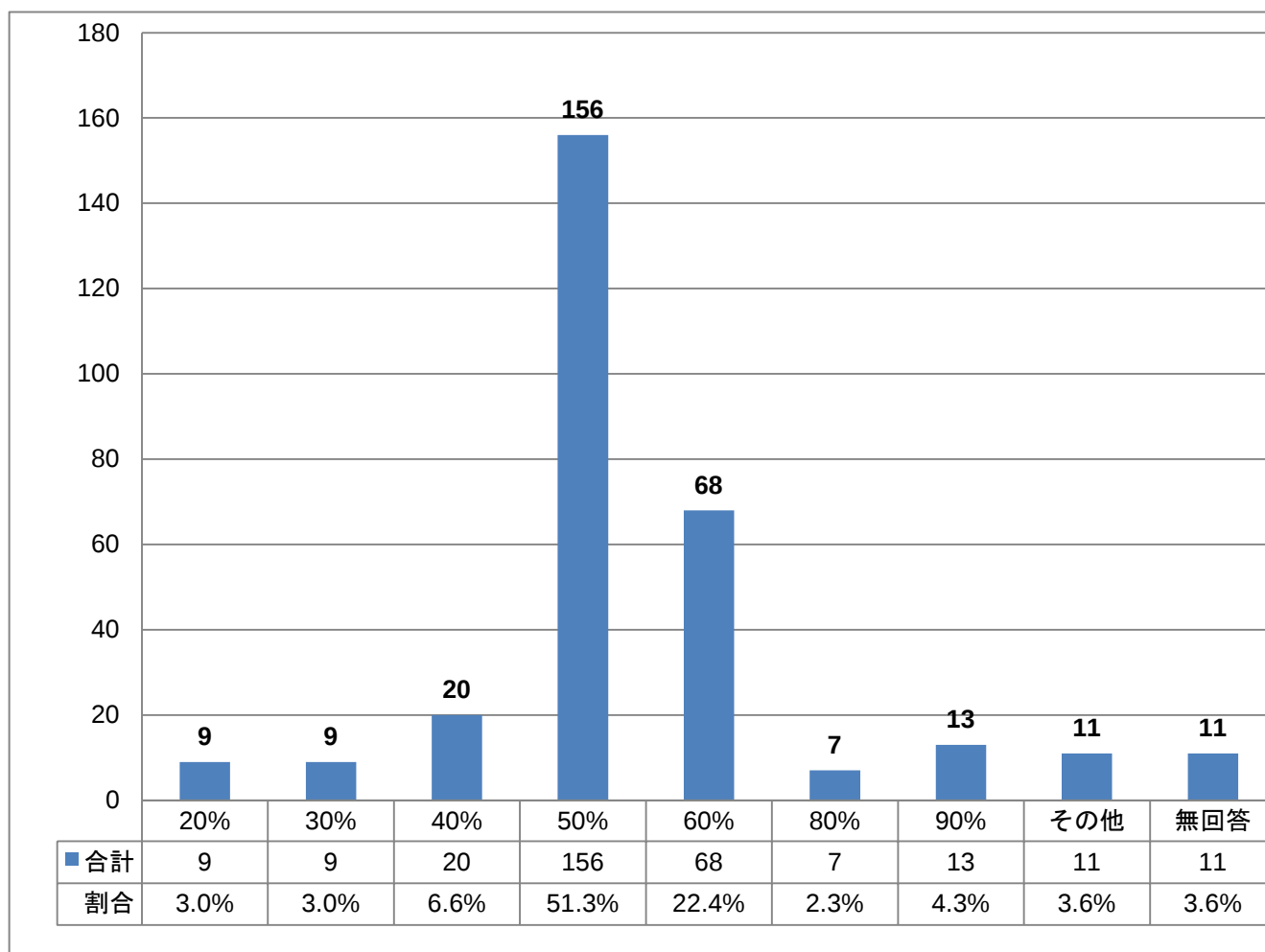
（２）事業の吸収合併による一般消費者等の数の増加割合、対応及びシステム設置に係る期間等について又は妥当な期間について

分類	猶予等期間
I	・ 1 年間
II	・ 増加数に応じた猶予期間
III	・ 計画をもって行えば障害とならないため、必要ない。 ・ 事業の吸収合併の規模により異なるが 1 年

産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会（第6回）資料2
別添「認定販売事業者制度に係るアンケート集計結果」より抜粋

（2）どの程度の割合が適当か 対象：（1）で②又は③を回答した者

（回答者数：304者、回答数：304）



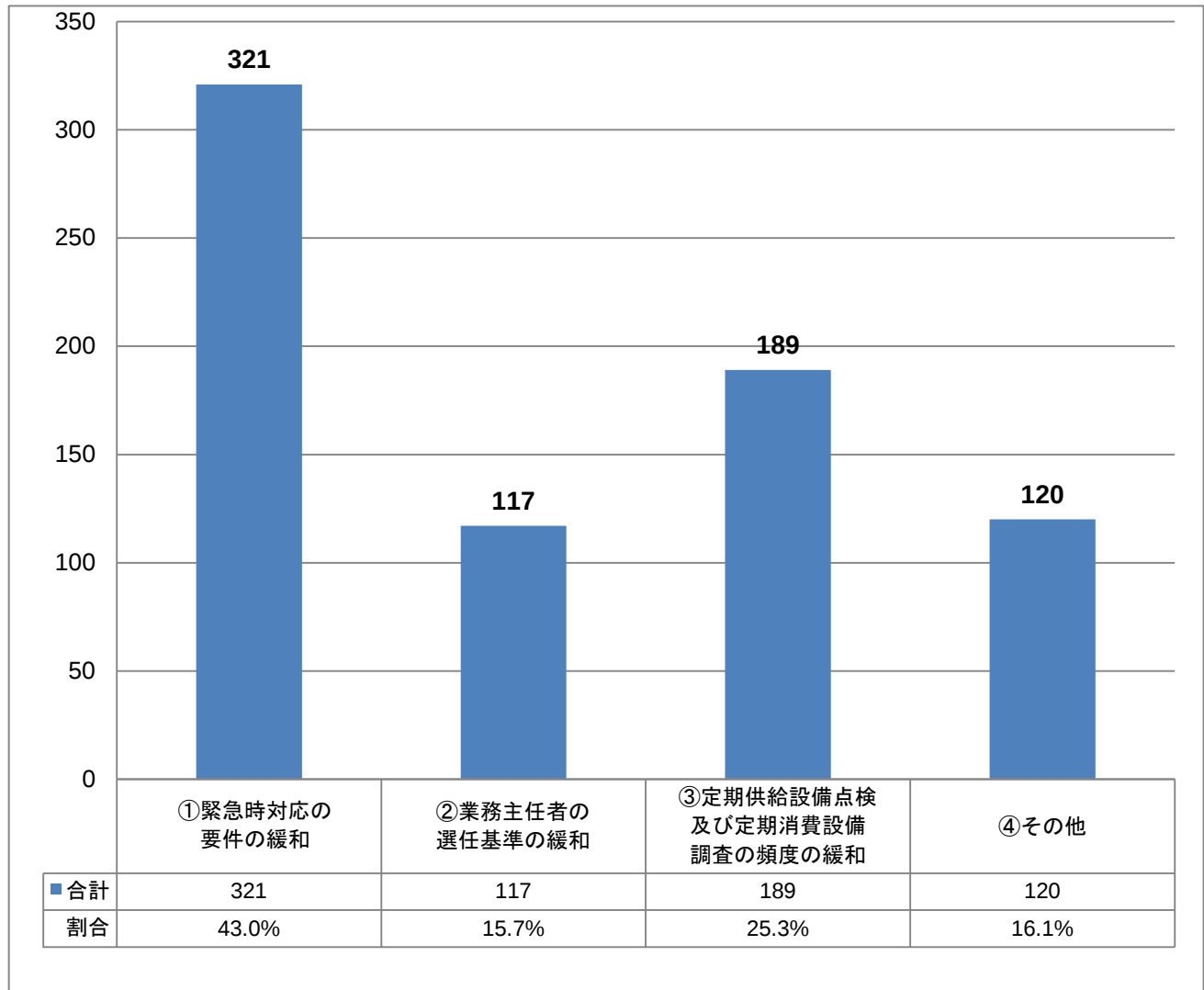
（認定実績等別内訳）

認定実績等	20%	30%	40%	50%	60%	80%	90%	その他	無回答	総計
認定販売事業者	0	0	2	29	27	2	3	2	4	69
認定販売事業者の認定を 取り消された販売事業者	0	2	2	15	3	0	1	1	1	25
認定実績の無い販売事業者	9	7	15	111	32	5	9	8	6	202
不明	0	0	1	1	6	0	0	0	0	8
総計	9	9	20	156	68	7	13	11	11	304

※その他は、5者が100%、1者が75%、他は不明

5. 新規のインセンティブ（複数回答）

（回答者数：610者、回答数：747）



（認定実績等別内訳）

認定実績等	①	②	③	④	総計
認定販売事業者	106	37	59	42	244
認定販売事業者の認定を取り消された販売事業者	17	3	9	17	46
認定実績の無い販売事業者	186	74	116	58	434
不明	12	3	5	3	23
総計	321	117	189	120	747

LPガス集中監視システムの概要

資料 2 - 2

集中監視センター

保安機関 (緊急時連絡)



※ 24時間365日体制で、
一般消費者等宅のガスの保安を監視

③遠隔遮断等後に
出動要請

保安機関 (緊急時対応)



- ・最大流量オーバー遮断
- ・使用時間オーバー予告
- ・使用時間オーバー遮断
- ・微小漏えい警告 等

①マイコンメーターからの情報

②連絡・状況確認等

(電話回線・無線)

①一般消費者等からの連絡等

②遠隔遮断等

④出動 (緊急時対応)

一般消費者等

マイコンメーター

伝送装置

LPガス容器

- ・消費者からの通報 (消し忘れ)
- ・供給開始時点検・調査前の無断開栓
- ・ガス漏れの発生 等

- ・一般消費者等宅のマイコンメーターと集中監視センターを電話回線・無線で結び、24時間体制で一般消費者等宅のガスの保安を監視
- ・マイコンメーターが異常を感知するとすぐに集中監視センターに情報が入り、情報内容に応じて、一般消費者等宅に電話で状況を確認。必要に応じて遠隔遮断を行い、保安機関が出動し適切な措置がとられる。

認定液化石油ガス販売事業者（平成 27 年 3 月末現在）

認定液化石油ガス販売事業者（238事業者）		群馬県 所管（3事業者）		岐阜県 所管（続き）		鳥取県 所管（続き）	
経済産業省 所管（15事業者）		有限会社大澤商店		合名会社田中屋商店		株式会社 J A 中央サービス	
本省（商務流通保安 G ガス安全室） 所管（8事業者）		館林・ハシモト・エネルギー株式会社		株式会社野寺商店		株式会社トンボロパンガス	
橋本産業株式会社		甘楽富岡農業協同組合		いびり川農協 L P G センター		株式会社鳥取西部ジェイエイサービス	
マルハ産業株式会社		埼玉県 所管（11事業者）		愛知県 所管（9事業者）		島根県 所管（1事業者）	
伊丹産業株式会社		有限会社秋葉中店		あいち三河農業協同組合		浜田マルト株式会社	
ガステックサービス株式会社		株式会社勇内山ホームガス		蒲郡市農業協同組合		岡山県 所管（10事業者）	
フジホームサービス株式会社		横川石油ガス株式会社		株式会社エネチタ		浅野産業株式会社	
太平産業株式会社		有限会社北田油店		名古屋エネルギー株式会社		藤井燃料株式会社	
西日本液化ガス株式会社		有限会社宮沢燃料		株式会社コジマガス		新見ガス株式会社	
株式会社ガスバル		小山商事株式会社		原田石油株式会社		中央ガス株式会社	
関東・東北産業保安監督部 所管（2事業者）		有限会社島村商店		愛知東農農業協同組合		有限会社古森プロパン店	
京濱燃料株式会社		株式会社とびし		株式会社スミルガス		大和マルトガス株式会社	
日本コーグス販売株式会社		有限会社コバヤシ商事		手島ガス住設株式会社		矢掛マルト株式会社	
中部・近畿産業保安監督部 所管（3事業者）		有限会社丸久小川商店		三重県 所管（12事業者）		有限会社金友商店	
名古屋プロパン瓦斯株式会社		株式会社遠藤商店		志摩ガス協業組合		横山石油株式会社	
朝日ガスエナジー株式会社		千葉県 所管（1事業者）		伊賀南部農業協同組合		マリンガス株式会社	
阪奈瓦斯株式会社		有限会社吉浜庄蔵商店		株式会社モリ京		広島県 所管（13事業者）	
中国・四国産業保安監督部 所管（2事業者）		東京都 所管（1事業者）		有限会社ナカノ		かなめだ商店（要田 軍司）	
つばめガス株式会社		西東京農業協同組合		多気郡農業協同組合		有限会社栗井商店	
日ノ丸産業株式会社		神奈川県 所管（1事業者）		一志東部農業協同組合		吉田物産株式会社	
都道府県 所管（223事業者）		有限会社城進燃料		石井燃商株式会社		株式会社正原	
北海道 所管（2事業者）		新潟県 所管（2事業者）		三重北農農業協同組合		可部ガス販売株式会社	
株式会社ホクタン		新潟・ハシモト・エネルギー株式会社		鳥羽志摩農業協同組合		有限会社西本屋	
帯ガス燃料株式会社		北陸天然瓦斯興業株式会社		三重コープ産業株式会社		有限会社くらガス	
青森県 所管（1事業者）		山梨県 所管（4事業者）		株式会社 J A サービス三重四日市		有限会社中村設備産業	
桝澤石油店（桝澤 昭七）		フルーツ山梨農業協同組合		松坂農業協同組合		有限会社岡田燃料店	
岩手県 所管（5事業者）		クレイン農業協同組合		福井県 所管（4事業者）		株式会社三ツクミアイ燃料	
東邦スワン株式会社		梨北農業協同組合		株式会社コープ武生		広島ガス高田販売株式会社	
株式会社丸片ガス		株式会社さんけい		あおいホームエネルギー株式会社		正木商事株式会社	
株式会社細谷地		長野県 所管（17事業者）		共和マルト株式会社		株式会社広島クミアイ燃料	
二戸ガス株式会社		千曲通商株式会社		有限会社梶野商店		山口県 所管（1事業者）	
株式会社 E ポート		宮島燃料店		滋賀県 所管（5事業者）		株式会社マダ	
宮城県 所管（4事業者）		朝日オーム株式会社		甲賀協同ガス株式会社		徳島県 所管（2事業者）	
いしのまき農業協同組合		有限会社清水商店		有限会社中村ホームガス		宮崎商事株式会社	
株式会社アミックス		有限会社古間ラジオテレビ商会		有限会社宮川燃料		徳島シティガス株式会社	
カガク興商株式会社		早武商店		有限会社北伊ホームガス		愛媛県 所管（6事業者）	
有限会社三忠商店		株式会社岐阜屋		有限会社たわだ商店		共同瓦斯株式会社	
秋田県 所管（1事業者）		株式会社森田		京都府 所管（3事業者）		株式会社天宗	
株式会社やすとく		有限会社みこしば		新和工産株式会社		西条市農業協同組合	
山形県 所管（5事業者）		有限会社小林農産		株式会社京丹後エネルギー		国安石油株式会社	
山形酸素株式会社		塩尻市農業協同組合		有限会社峰山石油		今治立花農業協同組合	
鶴岡市農業協同組合		株式会社堀内商事		大阪府 所管（5事業者）		西宇和農業協同組合	
酒田市袖浦農業協同組合		有限会社中村燃料店		ガスワークオカゲ株式会社		高知県 所管（1事業者）	
株式会社みどりサービス		北信米油株式会社		大栄産業株式会社		アイランドガス有限会社	
株式会社あいどサービス		有限会社古越石油		株式会社大栄液化ガス		福岡県 所管（2事業者）	
福島県 所管（12事業者）		長野野日石ガス株式会社		西本ガス住設機器株式会社		三陽ガステック株式会社	
金成燃料株式会社		サンリン株式会社		木村商店		北九州プロパン瓦斯株式会社	
株式会社あんしん		静岡県 所管（3事業者）		兵庫県 所管（16事業者）		佐賀県 所管（2事業者）	
有限会社宗像清商店		遠州中央農業協同組合		株式会社ダイワ		株式会社 J A ライフサポート佐賀	
会津みどり農業協同組合		菊水商事有限会社		三木産業株式会社		伊万里市農業協同組合	
会津みなみ農業協同組合		株式会社中川		杉本商店		長崎県 所管（1事業者）	
会津いいで農業協同組合		富山県 所管（3事業者）		目黒屋商店		有限会社長崎新光ガス	
株式会社アポロガス		株式会社三ノ宮燃料		タツミ産業株式会社		大分県 所管（6事業者）	
J A あいづ燃料株式会社		中越産業株式会社		市野商店		株式会社ダイプロ大分販売	
あぶくま石川農業協同組合		丸三商事株式会社		ハリマホームガス株式会社		株式会社ダイプロ南部販売	
ふたば農業協同組合（休止中）		石川県 所管（2事業者）		有限会社共信ガス		株式会社ダイプロ日田	
株式会社 J A いわき市サービスステーション		有限会社東燃プロセス		有限会社揖保ガス		株式会社ダイプロ別杵国東販売	
J A みちのく安達燃料株式会社		珠洲市農業協同組合		有限会社ガスショップうね		株式会社ダイロ豊肥販売	
茨城県 所管（1事業者）		岐阜県 所管（17事業者）		脇田商店		株式会社ダイプロ北部販売	
有限会社鈴木清蔵商店		岐阜県 J A ビジネスサポート株式会社		毎日ガスセンター株式会社		宮崎県 所管（1事業者）	
栃木県 所管（12事業者）		めぐみの農業協同組合		株式会社共和溶材		東洋プロパン瓦斯株式会社	
株式会社石澤商店		石黒商事株式会社		船喜商店		鹿児島県 所管（5事業者）	
有限会社橋本油店		東美濃農業協同組合		上郡ガスセンター株式会社		あいら共同株式会社	
有限会社金子商店		平和プロパン瓦斯株式会社		但馬米穀株式会社		株式会社きもつき	
大山商店（大山 光昭）		株式会社山善商店		奈良県 所管（1事業者）		さつま日置農業協同組合ガスセンター	
株式会社タナカ石油ガス		高山エルピージー販売株式会社		西谷マルト株式会社		株式会社ジェイエイエコバル	
有限会社ダイセイ		飛騨農業協同組合		和歌山県 所管（3事業者）		日本ガスエネルギー株式会社	
有限会社鬼怒川食販岩本		株式会社東亜		エコガス株式会社		沖縄県 所管（1事業者）	
協同組合栃木エルピーガスセンター		株式会社東海 L P G センター		株式会社山賀屋		有限会社セゾン社	
有限会社モリタヤ商事		丹羽ガス株式会社		杉尾プロパンガス店			
マルトガス宇都宮株式会社		西美濃農業協同組合ふれあいプラザ		鳥取県 所管（5事業者）			
株式会社 J A エルサポート		山十商事株式会社		鳥取瓦斯産業株式会社			
有限会社ナガサワ		井澤商店株式会社		株式会社 J A いなば燃料センター			